

“会社法改正に伴い生じる論点を  
正確かつスピーディーに把握できる”

平成26年  
改正対応  
〈補巻〉発刊!

平成26年改正会社法(平成27年5月1日施行)に対応!

# 論点体系 会社法

全6巻  
+  
補巻

編著 江頭憲治郎(早稲田大学大学院法務研究科教授)  
中村 直人(弁護士)

全6巻 A5判/上製

●逐条形式で判例と実務の現状を論点解説

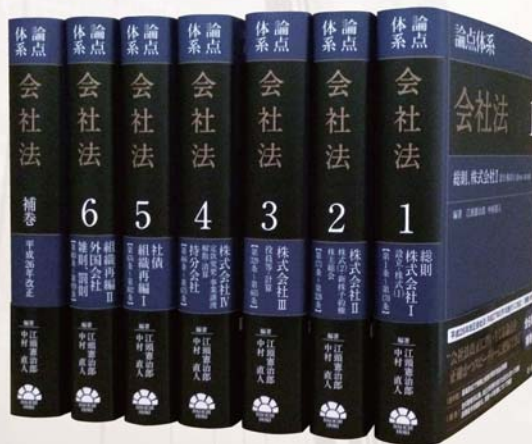
補巻 A5判/上製

- 平成26年会社法改正による新設条文及び改正条文を収録し、改正に伴い生じる論点に特化して解説
- 実務に精通した研究者、会社法分野専門の弁護士が執筆
- 『論点体系 会社法』(全6巻)との併用で、条文ごとに判例と実務に即した論点解説と平成26年改正のポイントを瞬時に把握



## 論点体系 会社法 全6巻+補巻

- 第1巻 総則、株式会社Ⅰ〔設立・株式(1)〕【第1条～第170条】
- 第2巻 株式会社Ⅱ〔株式(2)・新株予約権・株主総会〕【第171条～第328条】
- 第3巻 株式会社Ⅲ〔役員等・計算〕【第329条～第465条】
- 第4巻 株式会社Ⅳ〔定款変更・事業譲渡・解散・清算〕、持分会社【第466条～第675条】
- 第5巻 社債、組織再編Ⅰ【第676条～第802条】
- 第6巻 組織再編Ⅱ、外国会社、雑則、罰則【第803条～第979条】
- 補巻 平成26年改正



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

2 監査役会設置会社における前項の規定の適用については、同項中「株主（監査役会設置会社においては、監査役）」とあるのは、「監査役会」とする。

3 監査等委員会設置会社における第1項の規定の適用については、同項中「株主（監査役会設置会社においては、監査役）」とあるのは、「監査等委員会」とする。

#### 【改正の概要】

平成26年改正による監査等委員会制度の新設に伴い、監査等委員会設置会社における本条1項中の文言の読替えに関する規定が3項として追加され、監査等委員会設置会社の取締役もまた、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した際に、監査等委員会に対して報告義務を負うものとされた。

報告受領者が監査役又は監査役会のととき同様、本条に基づく報告を取締役から受けた監査等委員会が、当該報告内容を取締役又は取締役会に伝達すべき義務は法定されていない。ただし、本条に基づいて受領した報告の内容に、取締役の不正行為若しくは法令定款違反の行為の事実、又はそのような行為が行われるおそれを推認させる事実が含まれている場合、監査等委員は各自、当該各事実を取締役又は取締役会に報告すべき義務を負う（399条の4）。

監査等委員会設置会社において、本条1項の報告義務を負う取締役は、監査等委員である取締役も含まれる（357条3項）。

◆【改正の概要】を簡潔に解説しています。

◆論点を網羅的・体系的に整理しています。

◆新設条文は、既刊『論点体系 会社法』と同じスタイルで、各条に【条文の概要】・【論点】を掲げ、次に各論点を解説しています。

#### ◆第399条の3

（監査等委員会による調査）

第399条の3 監査等委員会が選定する監査等委員は、いつでも、取締役（会計参与と設置会社においては、取締役及び会計参与）及び支配人その他の使用人に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は監査等委員会設置会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監査等委員会が選定する監査等委員は、監査等委員会の職務を執行するため必要があるときは、監査等委員会設置会社の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

4 第1項及び第2項の監査等委員は、当該各事項の報告の徴収又は調査に関する事項についての監査等委員会の決議があるときは、これに従わなければならない。

#### 【条文の概要】

本条は、監査等委員会が選定する監査等委員による、①取締役及び支配人その他の使用人に対するその職務執行に関する報告の徴収、②会社の業務・財産の状況の調査、③子会社に対する事業の報告の徴収、④子会社の業務・財産の状況の調査について定める。本条1項ないし3項の規定については、おおむね監査役設置会社（381条）、指名委員会等設置会社（405条）と共通の内容であるが、本条1項については、監査役設置会社と指名委員会等設置会社で規定ぶりが異なるところ、指名委員会等設置会社に合わせた規定となっている（【論点1】）。4項についても、1項、2項の権限行使については、監査等委員会が選定した監査等委員が行うとともに、監査等委員会の決議がある場合にはこれに従うこととされており、独立性を採用しない指名委員会等設置会社と同様の規定となっている。

\*\*\*\*\* 論 点 \*\*\*\*\*

1 「職務の執行に関する事項の報告」の意義

補巻

頁見本

◆法務省令（平成27年2月公布）を踏まえ、実務への影響や必要とされる対応について解説しています。

第846条の3～第846条の6 551

#### 論点 3 担保提供命令における「悪意」の意義

846条の3

846条の3

り、裁判

旨を定め

の濫用的

売渡株式

する行為

846条の5

基本とな

基本とな

この点につ

に会社を困

る目的で訴

えを提起す

るような「

害意」であ

るとか（東

京高決

昭和51・8・2判時833号108（27411706））、「会社を困惑させる意図、すなわちい

がらせの目

的のみをも

って訴えを

提起するこ

をいう」と

指摘されて

いる（江

頭・株式362頁注4）。

しかし、会

社の組織に

関する行為

の無効の訴

えは、会社

を被告とし

てあるの

に対し、売

渡株式等の

取得の無効

の訴えの被

告は特別支

配株主である

（846条の3）。担保提供の制度について、訴えの提起が不法行為を構成する場合に被告が取得する損害賠償請求権を担保するものと解すると、846条の3にいう「悪意」とは被告である特別支配株主を害する意図と解することになる。

もともと、担保提供命令が直接濫訴を防止する制度であることを強調するのであれば、特別支配株主だけでなく、対象会社に対する嫌がらせ目的であっても、846条の3に基づく担保提供を認め得るものと思われる（新谷勝「詳解 改正会社法—平成26年改正の要点整理」税務経理協会（2014年）172頁は、売渡株式等の取得に無効事由がないことを知りながら提訴した場合に「悪意」があるとする）。

なお、この点については6巻836条【論点1】（⇒6巻177-179頁）6巻847条【論点5・6】（⇒6巻207-211頁）も参照のこと。

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

846条の3

◆既刊『論点体系 会社法』の参照箇所（巻・頁）を明示しています。

詳細・お申し込みはコチラ  
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規 論点会社法

検索

CLICK!

シリーズ既刊

保険法（全2巻）／金融商品取引法（全2巻）／独占禁止法（全1巻）  
判例民法（第2版）（全10巻）／判例憲法（全3巻）／判例労働法（全4巻）

好評発売中!